

社会福祉法人いわみ福祉会定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じて地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次に掲げる社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 障害者支援施設の経営
- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ウ) 特別養護老人ホームの経営
- (エ) 障害児入所施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 移動支援事業の経営
- (ウ) 一般相談支援事業の経営
- (エ) 特定相談支援事業の経営
- (オ) 地域活動支援センターの経営
- (カ) 老人居宅介護等事業の経営
- (キ) 老人デイサービス事業の経営
- (ク) 老人短期入所事業の経営
- (ケ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (コ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (サ) 老人介護支援センターの経営
- (シ) 障害児通所支援事業の経営
- (ス) 障害児相談支援事業の経営
- (セ) 子育て短期支援事業の経営
- (ソ) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人いわみ福祉会（以下「本会」という。）と称する。

(経営の原則等)

第3条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 本会は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で適切な福祉サービスを提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 2 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 本会に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 本会に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、当該委員会において行う。

- 2 委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名の委員で構成する。
- 3 評議員の選任及び解任の提案は、理事会が行う。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦又は解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の権限)

第 8 条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合は、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第 30 条に規定する島根県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求の日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない場合
- 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とするよう請求することができる。この場合において、当該請求は、評議員会の日の 4 週間前までに行わなければならない。
- 4 評議員は、評議員会の目的である事項について議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令又は定款に違反する場合若しくは実質的に同一の議案について、評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。
- 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、いつでも、本会の業務時間内において閲覧し又は謄写を請求できる。
- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告及びこれらの附属明細並びに監査報告について、いつでも、本会の業務時間内において閲覧し又は謄写を請求できる。
- 7 評議員は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為を行い若しくはこれらの行為を行う恐れがある場合で、当該行為により本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為を止めるよう請求できる。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了若しくは辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第 10 条 評議員が次に掲げるいずれかに該当するときは、委員会の決議により解任をすることができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(評議員の報酬等)

第 11 条 評議員に対し、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(評議員の賠償責任)

第 12 条 評議員は、その職務を怠り又は評議員としてふさわしくない行為により、本会に対し損害を生じさせた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(权限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び資金収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 公益事業及び収益事業の運営に関する重要な事項
- (8) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (9) 役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (12) 基本財産の処分
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 2 理事長は、第 8 条第 1 項の規定による招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき評議員会を招集する。
- 3 第 8 条第 1 項の規定による招集の請求を行った評議員は、同条第 2 項の規定に基づき、評議員会を招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が招集する。
- 5 評議員会の招集は、定時評議員会にあっては開催の 2 週間前、臨時評議員会にあっては開催の 1 週間前までに各評議員及び各役員に対し、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面により通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 17 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事及び監事の本会に対する損害賠償責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併
- 3 前 2 項の規定に拘らず、第 12 条及び第 29 条に規定する評議員及び役員に対する損害賠償責任を免除するときの決議は、評議員全員の同意を得なければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに決議しなければならない。
- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に規定する定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者で得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。
- 6 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員から選出された議事録署名人 2 名は、議事録に

署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 20 条 本会には、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 理 事 | 6 名 |
| (2) 監 事 | 2 名以上 3 名以内 |

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提案する場合は、監事全員の同意を得なければならない。

3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 22 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係者がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表してその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担して執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

5 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求の日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為を行い又は行う恐れがあると認めるとき、若しくは法令及び定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 監事は、必要があると認めるときは理事長に対して理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求の日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合、法令又は定款に違反し、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為を行う恐れがある場合で、当該行為により本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為を止めるよう請求できる。
- 9 本会が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し又は理事が本会に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては監事が本会を代表する。
- 10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
- 11 監事は、次に掲げる事項について、本会に対して請求することができる。
 - (1) 費用の前払いの請求
 - (2) 支出した費用及び支出日以降におけるその利息の償還の請求
 - (3) 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

- 12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

（役員の任期）

- 第 25 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第 20 条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

- 第 26 条 理事又は監事が次に掲げるいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 理事又は監事としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 監事の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において監事個々について算定した額を報酬等として支給する。

(取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引における重要な事実について開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に規定する取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の賠償責任)

第 29 条 理事及び監事は、その職務を怠り又は理事又は監事としてふさわしくない行為により、本会に対し損害を生じさせた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除及び責任限定契約)

第 30 条 前条に規定する損害賠償責任は、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無く、その原因や職務執行状況等の事情を勘案し、特に必要がある場合は社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事若しくは本会の職員を除く。）及び監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が職務を怠ったことで生じた損害の賠償責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無い場合は、一般法人法第 113 条第 1 項第 2 号で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(職 員)

第 31 条 本会に、職員を置く。

2 本会の設置経営する施設の長その他重要な職務を担う職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任又は解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては、理事長又は業務執行理事に委任し、若しくは理事長又は業務執行理事が専決し、専決した事項について理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。理事会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があった場合は、理事長が招集する。
- 4 前項の請求を行った日から 5 日以内に、その請求を行った日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、請求を行った理事又は監事が理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会開催の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 35 条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 理事会の議決に加わった理事で議事録に異議をとどめない理事は、その決議に賛成したものとみなす。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 38 条 本会の資産は、これを分けて、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金	金 100 万円也		
(2) 島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 2、ハ 559 番地 11 所在の鉄筋コンクリート 造瓦葺平家建	事務所 1 棟	456.13 m ²	
同所所在の鉄骨造瓦・合金メッキ鋼板葺平家建	作業所 1 棟	260.76 m ²	
同所所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	養護所 1 棟	1,594.98 m ²	
島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 2 所在の鉄骨造鉄板葺平家建	体育館 1 棟	338.00 m ²	
島根県浜田市金城町七条ハ 558 番地 2 所在のコンクリートブロック造亜鉛 メッキ鋼板葺 2 階建	宿泊所 1 棟	288.17 m ²	
島根県浜田市熱田町 493 番地 3 所在の鉄骨造瓦葺 2 階建	事務所・作業場 1 棟	668.00 m ²	
同所所在の鉄骨造瓦葺平家建	作業場 1 棟	152.00 m ²	
島根県浜田市三隅町向野田 81 番地 6、86 番地 1、86 番地 1 地先所在の鉄骨造 瓦葺平家建	事務所・作業場 1 棟	191.29 m ²	
島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 14、ハ 548 番地 37 所在の鉄骨造瓦葺平家建	研修所 1 棟	401.26 m ²	
島根県浜田市金城町下来原 1541 番地 8、1548 番地 2 所在の鉄骨造瓦葺平家建	事務所・作業場 1 棟	371.37 m ²	
	物置 1 棟	7.29 m ²	
島根県江津市二宮町神主 1964 番地 31、1964 番地 8、1964 番地 26 所在の鉄筋 コンクリート造瓦葺渡り廊下付地下 1 階付平家建	養護所 1 棟 1 階	2,716.23 m ²	
	地下 1 階	35.28 m ²	
同所所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	養護所 1 棟	216.02 m ²	
同所所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	機械室 1 棟	32.25 m ²	
島根県浜田市金城町下来原 1546 番地所在の木造瓦葺平家建	作業場 1 棟	241.38 m ²	
同所所在の木造スレート葺平家建	物置 1 棟	6.75 m ²	
島根県浜田市新町 20 番地所在の鉄骨造瓦葺 2 階建	寄宿舎 1 棟	312.59 m ²	
島根県浜田市上府町イ 2589 番地所在の鉄筋コンクリート造瓦・スレート葺 平家建	養護所 1 棟	2,649.25 m ²	
同所所在の木造瓦葺平家建	養護所 1 棟	252.85 m ²	
同所所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	プロパン庫 1 棟	8.75 m ²	
島根県江津市敬川町 1230 番地 1 所在の木造瓦葺平家建	老人ホーム・グループホーム 1 棟	486.15 m ²	
島根県江津市敬川町 1230 番地 7、1230 番地 6、1231 番地 31 所在の木造瓦葺 平家建	グループホーム 1 棟	444.21 m ²	
島根県江津市江津町 1110 番地 20 所在の木造瓦葺平家建	事務所・作業所 1 棟	270.25 m ²	

	作業所 1 棟	221.13 m ²
島根県浜田市三隅町岡見 706 番地、700 番地、703 番地 3、700 番地先、706 番地先所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	老人ホーム 1 棟	4,051.61 m ²
同所所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	機械室 1 棟	96.00 m ²
同所所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建機械室 1 棟		9.00 m ²
島根県江津市嘉久志町イ 1505 番地 8 所在の軽量鉄骨造スレート葺 2 階建		
	居宅 1 棟 1 階	168.95 m ²
	2 階	80.61 m ²
島根県浜田市浅井町 99 番地 1	居宅 1 棟 1 階	165.85 m ²
	2 階	168.50 m ²
島根県江津市江津町 1016 番地 13 所在の木造瓦葺平家建	グループホーム 1 棟	288.90 m ²
島根県江津市江津町 1016 番地 13 所在の木造瓦葺 2 階建	グループホーム 1 棟 1 階	122.20 m ²
	2 階	136.20 m ²
島根県江津市江津町 1032 番地 21 所在の木造瓦葺 2 階建	グループホーム 1 棟 1 階	84.76 m ²
	2 階	89.43 m ²
(3) 島根県浜田市金城町七条ハ 559 番 4	畠	1,706.00 m ²
島根県浜田市金城町七条ハ 558 番 2	宅地	678.27 m ²
島根県浜田市金城町七条ハ 548 番 37	宅地	837.20 m ²
島根県浜田市新町 20 番	宅地	229.94 m ²
島根県浜田市金城町七条ハ 564 番 2	雑種地	1,191.00 m ²
島根県浜田市上府町イ 2628 番	雑種地	2,546.00 m ²
島根県浜田市上府町イ 2589 番	宅地	8,000.05 m ²
島根県浜田市上府町イ 2629 番 2	雑種地	453.00 m ²
島根県江津市敬川町 1230 番 1	宅地	1,970.34 m ²
島根県江津市敬川町 1230 番 6	宅地	422.80 m ²
島根県江津市敬川町 1230 番 7	宅地	979.28 m ²
島根県江津市敬川町 1231 番 31	宅地	396.15 m ²
島根県江津市嘉久志町イ 1505 番 8	宅地	396.70 m ²
島根県浜田市浅井町 99 番	宅地	218.18 m ²
島根県浜田市浅井町 99 番 1	宅地	205.02 m ²
島根県江津市江津町 1032 番 21	宅地	200.34 m ²

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て株式に換えて保有することができる。
- 4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 47 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 48 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに、第 2 項に掲げるための必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 39 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、島根県知事の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を締結した民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項に規定する書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の規定により承認を得た書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を得なければならない。

- 3 第 1 項に規定する書類の他、次に掲げる書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 43 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 44 条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるものの他、新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

(保有株式に係る議決権の行使)

第 46 条 本会は、保有する株式に係る議決権を行使してはならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 47 条 本会は、社会福祉法第 26 条の規定に基づき、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じて、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 地域療育事業
- (4) 発達障害者支援センター事業
- (5) 地域生活援助事業
- (6) 認定生活困窮者就労訓練事業
- (7) 障害者文化芸術活動支援センター事業

2 前項に掲げる事業の運営に関する重要な事項については、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 48 条 本会は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付業
- (2) 仲立業

2 前項に掲げる事業の運営に関する重要な事項については、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第 49 条 前条第 1 項に規定する収益事業から生じる収益は、本会が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解散及び合併事由)

第 50 条 本会は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合の残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人及び社会福祉事業を行う学校法人並びに公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

（定款の変更）

第 52 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可（法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、その旨を遅滞なく島根県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 53 条 本会の公告は、本会の掲示板に掲載して行う他、官報、新聞公告又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 54 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、本会の成立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	室 崎 富 恵	理 事	梨 田 精
理 事	古 和 忠 雄	理 事	岡 田 信 正
理 事	西 川 正 勝	理 事	森 川 俊 信
理 事	村 上 英 徳	理 事	森 岡 幸 祐
理 事	浜 村 幸 雄	理 事	小 林 保 子
理 事	上 部 哲	理 事	中 山 正 温

1. この定款は、昭和 48 年 7 月 3 日から施行する。
2. この定款は、昭和 55 年 6 月 7 日付で一部変更する。

（郡名を追加、評議員を削除）

3. この定款は、昭和 61 年 10 月 22 日付で一部変更する。

（体育館新築による基本財産の追加）

4. この定款は、昭和 63 年 3 月 1 日付で一部変更する。

（精神薄弱者福祉ホームの新設、権限委譲による届出先の変更）

5. この定款は、平成 2 年 2 月 28 日付で一部変更する。

（精神薄弱者授産施設、精神薄弱者グループホーム、精神薄弱者生活ホームの新設）

6. この定款は、平成 6 年 8 月 30 日付で一部変更する。

（精神薄弱者授産施設分場の新設、高齢者介護ホームの委託、国土調査による基本財産の錯誤、定款準則による変更）

7. この定款は、平成 7 年 7 月 31 日付で一部変更する。

(地域交流ホームの新築による基本財産の追加)

8. この定款は、平成 9 年 9 月 16 日付で一部変更する。
(公益事業実施による変更、評議員会の設置による変更、浜田市熱田デイサービスセンターの設置運営、定款準則による変更)
9. この定款は、平成 11 年 5 月 11 日付で一部変更する。
(知的障害者授産施設金城分場の新設、養護老人ホームの運営、法律用語改正による文言の変更)
10. この定款は、平成 14 年 3 月 6 日付で一部変更する。
(養護老人ホームミレ青山の新設、杉の子作業所及び介護保険法上の新規事業の開始、基本財産の削除及び追加、定款準則による変更)
11. この定款は、平成 14 年 9 月 24 日付で一部変更する。
(養護老人ホームミレ岡見の受託、特別養護老人ホームミレ岡見の受託、老人介護支援センターの受託及び介護保険法上の新規事業の開始による変更)
12. この定款は、平成 15 年 4 月 5 日付で一部変更する。
(身体障害者居宅介護等事業の開始)
13. この定款は、平成 18 年 3 月 24 日付で一部変更する。
(基本財産の追加、目的事業（社会福祉事業・公益事業）の追加・訂正、定款準則による変更、市町村合併による変更)
14. この定款は、平成 18 年 10 月 4 日付で一部変更する。
(基本財産の追加、目的事業（社会福祉事業・公益事業）の追加・訂正・整理)
15. この定款は、平成 20 年 3 月 14 日付で一部変更する。
(目的事業（社会福祉事業・公益事業）の追加、定款準則による変更・整理)
16. この定款は、平成 23 年 3 月 25 日付で一部変更する。
(理事定数及び評議員定数の変更、副理事長及び常務理事の配置、評議員への費用弁償規定の追加)
17. この定款は、平成 23 年 12 月 16 日付で一部変更する。
(子育て短期支援事業の経営、基本財産（建物・土地）の追加)
18. この定款は、平成 24 年 5 月 1 日付で一部変更する。
(基本財産（建物）の追加、障害者支援施設の経営、障害児入所施設の経営、地域活動支援センターの経営の追加)
19. この定款は、平成 25 年 4 月 25 日付で一部変更する。
(基本財産（建物・土地）の追加、監事の定数の変更)
20. この定款は、平成 26 年 6 月 16 日付で一部変更する。
(基本財産（建物）の追加)
21. この定款は、平成 26 年 12 月 22 日付で一部変更する。
(目的事業（障害児通所支援事業）の追加)
22. この定款は、平成 28 年 12 月 22 日付で一部変更する。
(基本財産（建物・土地）の追加)
23. この定款は、平成 29 年 1 月 30 日付で一部変更する。
(基本財産（建物・土地）の減少、目的事業（社会福祉事業）の追加)
24. この定款は、平成 29 年 4 月 1 日付で全部改正する。

(社会福祉法の改正)

25. この定款は、平成 29 年 8 月 28 日付で一部変更する。
(目的事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）の追加)
26. この定款は、令和 2 年 1 月 16 日付で一部変更する。
(グループホームの新築による基本財産（建物）の追加)
27. この定款は、令和 2 年 10 月 12 日付で一部変更する。
(グループホームの新築による基本財産（建物・土地）の追加、目的事業（公益事業）の追加)